

## 4. 透明または透光性を有するものの場合

### 4.1 「透明」と「透光性を有する」との違い

①「透明」とは、一般に、光が通過する物質の性質において、透過率が極めて高く、物質を通してその向こう側が透けて見える状態の性質を指します。

意匠法においては制定当初から、「透明」を意匠の構成要素として予定しており、「物品の全部または一部が透明である」とき、その旨を願書の【意匠の説明】の欄に記載しなければならないと規定しています。（意6条7項）

②意匠出願において「透光性を有する」とは、「透明」と同様に光が透過する性質を有していますが、透過する光が拡散されるため、又は透過率が低いために、「透明」と違ってその材質を通して向こう側の形状等を明確に認識できない、又はまったく認識できない状態の性質を指します。磨りガラスや乳白色プラスチック等の材質の場合がそれに当たります。

そして、内部の光源などの光をその部分が通すことを説明しないと照明器具であることが理解できない等、材質の説明がないと物品が理解できない場合等には、「透光性を有する」旨を、願書の【意匠の説明】の欄に記載します。

### 4.2 願書【意匠の説明】の欄に記載する際の留意点

①「透明」と「透光性を有する」は、前述のように視覚的に異なる材質であるので、どちらに該当するか、明確に表現します。透過性が高いものでも、それを通して見える形がはっきりしない場合は、「透光性を有する」ものに該当します。「透光性を有する」場合、見え方の程度を具体的に明らかにするには、その状態を写真等で表します。

なお、「透明体」、「透明材質」は「透明」と同じ意味で、また、「透光（性）材質である」は「透光性を有する」と同じ意味で使用できます。

②「着色透明」、「有色透明」などの表現は、不特定の色彩を意匠の構成要素とすると理解され意匠が特定しないものになりますので、使用しないでください。具体的な色彩を構成要素とする場合は、【意匠の説明】への記載でなく、図面に表します。

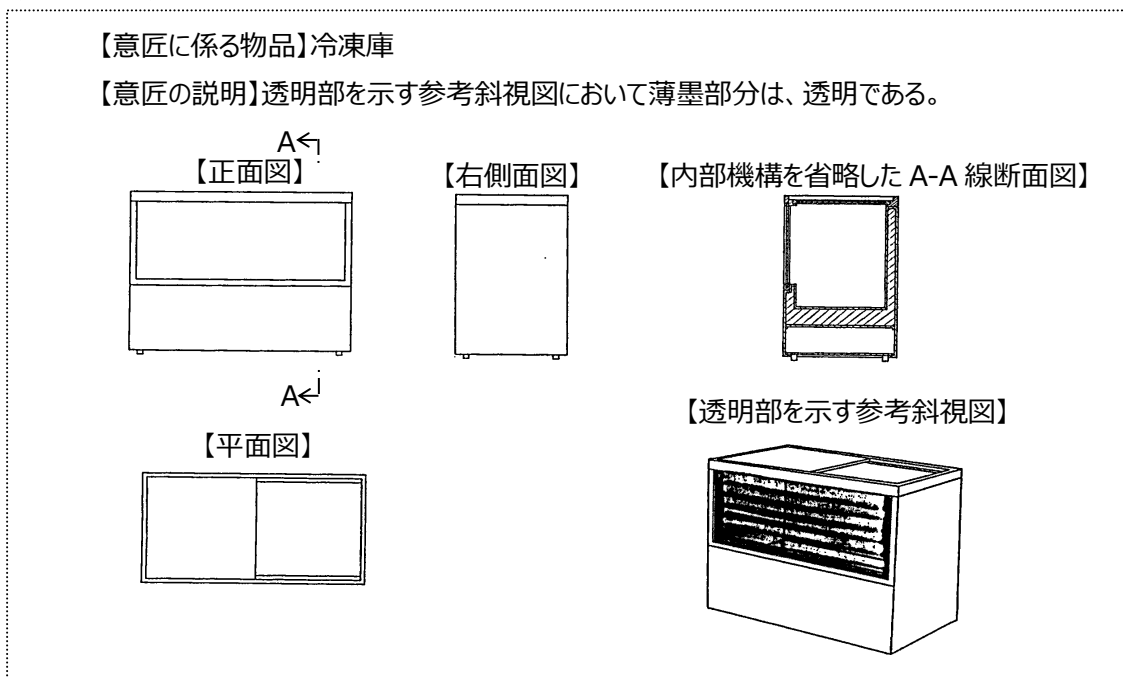
③「透明」であることの【意匠の説明】への記載を省略できる場合があります。

- a) 図面代用写真で表した場合に、透明であることが明確に理解できる場合
- b) 物品の性質上当然透明と認識できる場合（例えば、計器類の表示部を保護するガラスのカバー部、眼鏡のレンズ部等）であって、図面上で見えるままの形状等を表現している場合

#### 4.3 【参考図】を使用した透明部の特定方法

透明等である旨は、願書で説明すれば足りるのですが、物品の一部が透明等であって、説明だけではその部位が特定できないときは、願書の【意匠の説明】の欄への記載と【透明部を示す参考図】による両方で明確にします。透明部を示す図は、透明部分について、薄墨を施す等によって他の部分と見分けがつくようにします。そのため、意匠を構成しない要素を含む図になりますので、6面図の図を用いることができません。【参考図】を用いて表します。

〔図 3.4-1〕透明部を示す【参考図】を加えた例



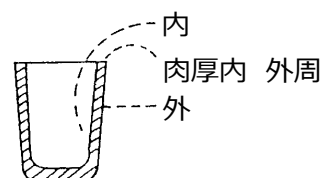
## 4.4 透明な意匠の作図方法

透明な部分は、向こう側が透けて見えるので、透けて見える部分をどのように図示するか等、特殊な表現が必要な場合があり、以下のように表します。

①透明な意匠は、透けて見える部分についても見えるまま描くことが基本です。

②様式 6 備考 27 に、物品の全部又は一部が透明である場合の図面の作成要領が次のように示されており、その態様に該当する場合は、その要領に従って作成します。

- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
- ロ 外周の外周、内面又は肉厚内のいずれかに模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないので、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。
- ハ 外周の外周、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか 2 以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。



この要領によれば、例えば電球の場合は、イの要領に該当し、透けて見える部分をそのまま表す図を描きます。ただし、肉厚は 6 面図等には表さず、断面図によって表します。

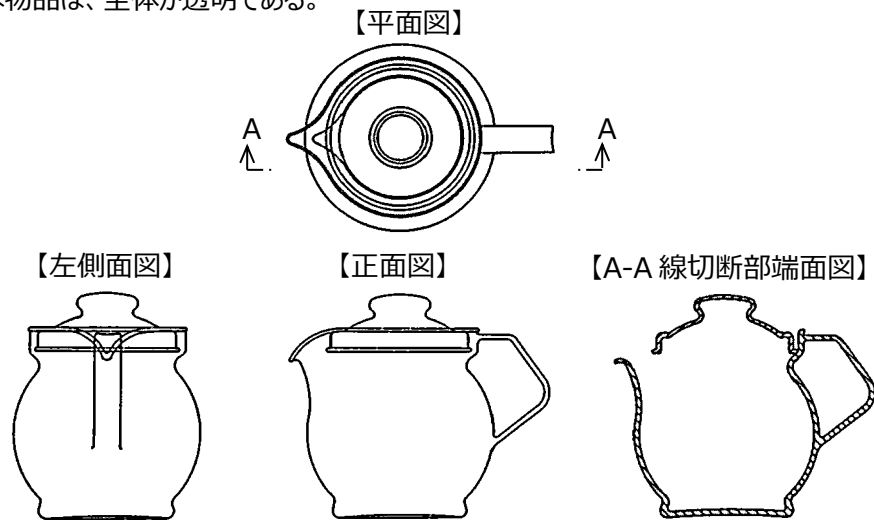
③上記要領を基本としつつも、見えるまま描くと形状線が重なってしまう等、かえって意匠が明確に図示されない場合は、【意匠の説明】の欄の記載と合わせて、分かり易い表現方法とすることができます。例えば、物品の全部が透明の場合、図は不透明体として描き、【意匠の説明】の欄に「本物品は、全体が透明である」との説明を記載します。ただし、このような分かり易い表現方法の場合、透けて見えるはずの形状等が、断面図等によって理解できるように表されていないと、形状等が不明確になる点に注意します。

④透けて見える部分を透けて見えるまま描くことについて、実際は光の屈折によって向こう側の形状等が歪んで見えることがありますが、作図においては、レンズ状等で歪んで見えることを意図したもの以外は、光の屈折が無いものとして描きます。(ただし、写真の場合は、写し出されたままで出願します。)

〔図 3.4-2〕透明なものを透明体として描いた図面の例

【意匠に係る物品】ティーポット

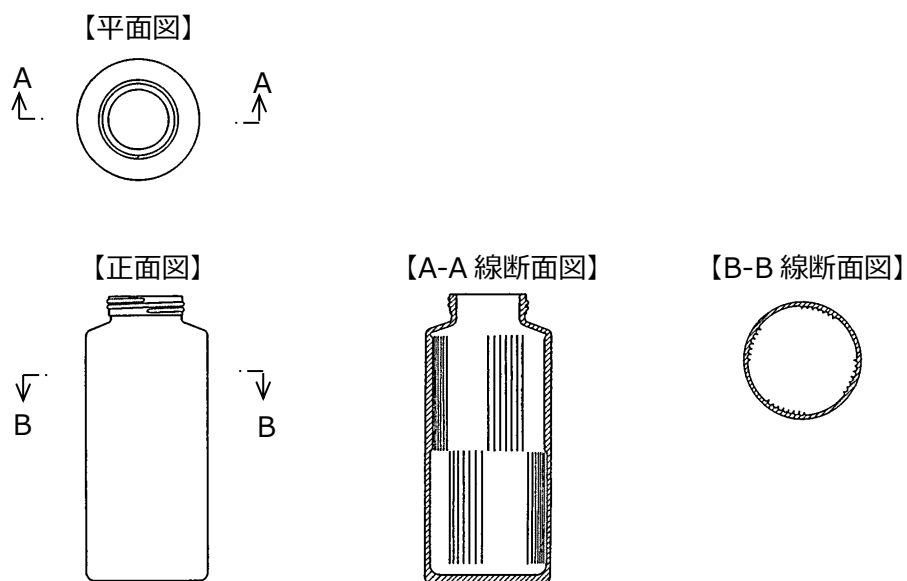
【意匠の説明】本物品は、全体が透明である。



〔図 3.4-3〕透明なものを不透明体として描いた図面の例

【意匠に係る物品】飲食料貯蔵用瓶

【意匠の説明】本物品は、透明である。

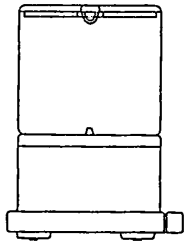


〔図 3.4-4〕透明な一部分を【意匠の説明】で特定した例

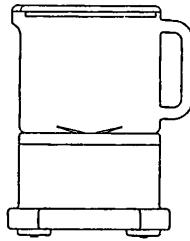
【意匠に係る物品】ミキサー

【意匠の説明】本物品のボトル部は、蓋部を除いて透明である。

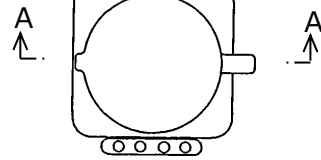
【左側面図】



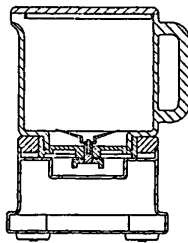
【正面図】



【平面図】



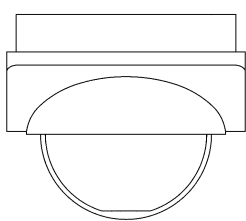
【内部機構を省略した A-A 線断面図】



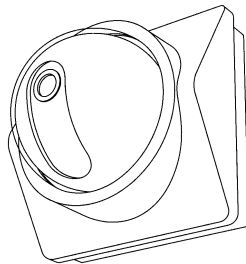
〔図 3.4-5〕透明部を通して内部の形状を表した図面の例

【意匠に係る物品】監視用テレビカメラ

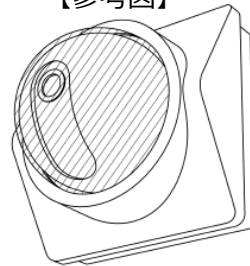
【平面図】



【斜視図】

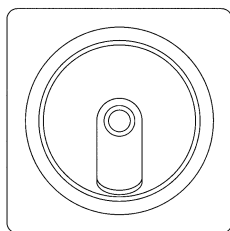


【参考図】



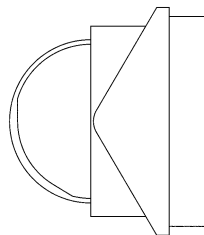
【正面図】

A ←

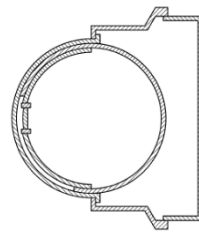


A ←

【右側面図】



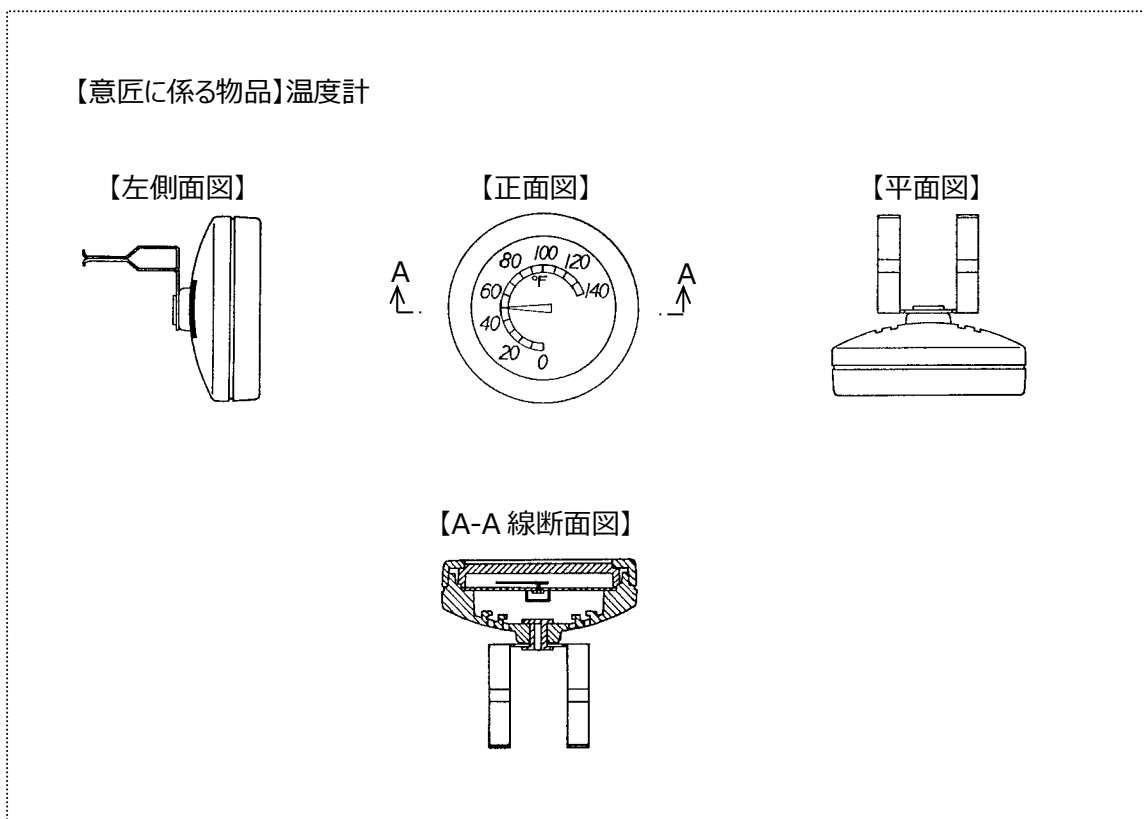
【内部機構を省略した A - A 端面図】



〔図 3.4-6〕図面代用写真の例



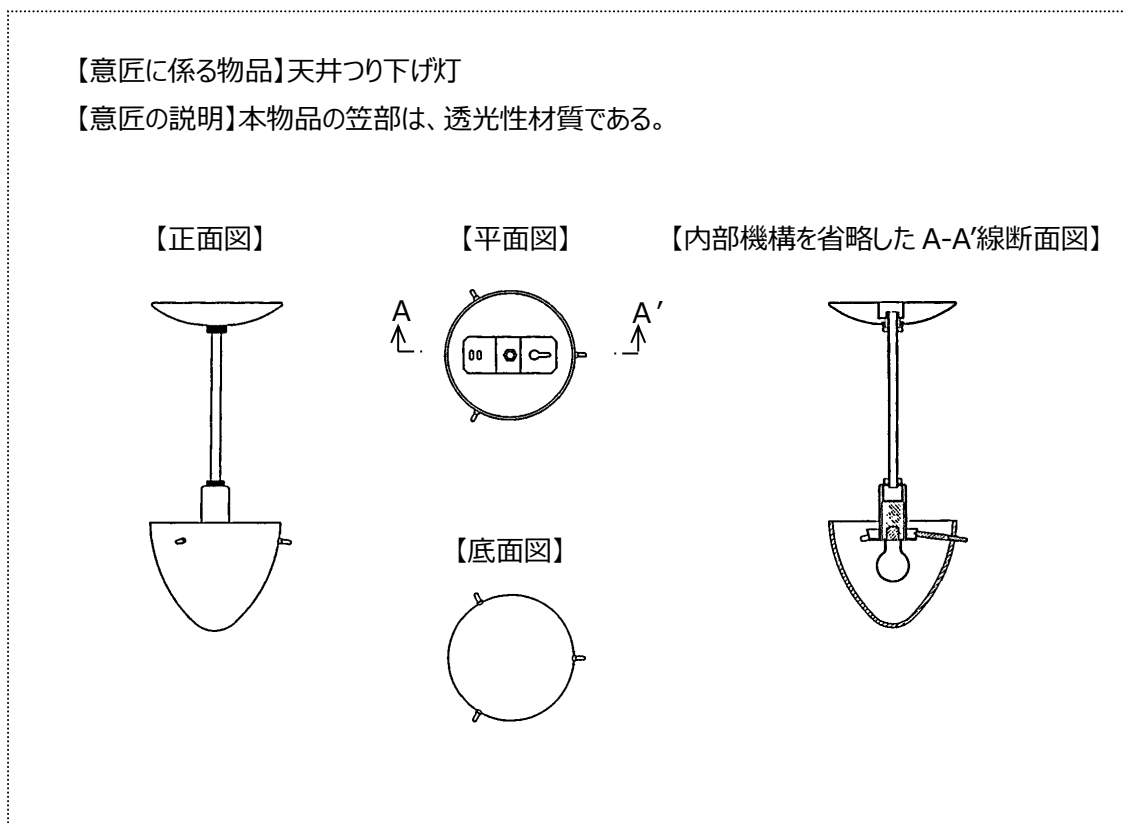
〔図 3.4-7〕透明部についての説明等を省略できる物品の図面の例



## 4.5 透光性を有する場合の表し方

- ①「透光性を有する」部分については透明のように透けては見えないので、不透明体として作図します。
- ②【意匠の説明】の欄への記載は、「透光性を有する」説明がないと物品が理解できない場合に、どこが「透光性を有するか」等の説明をします。
- ③「透光性を有する」部分の部位を図示する場合は、「透明」の場合と同様に表します。
- ④透過性が高い、向こう側の形状等がいくらか見える様子を意匠の構成要素とする場合は、図面では具体的に表すことができないので、写真等で表します。

〔図 3.4-8〕透光性部分を有する物品の図面の例



## 4.6 点灯部を有するものの表し方

①点灯部を有する物品等（注）であって、当該物品等の点灯部を点灯させることにより、当該物品等自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても図面中に表すことができます。

②消灯時を併せて示すことで点灯時と消灯時の模様又は色彩の変化を表すこともできます。

（注）例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

〔図 3.4-9〕点灯部を有する物品の図面の例

